

ライオンズクラブ国際協会 333-D 地区 第二副地区ガバナー立候補者推薦規則

ライオンズクラブ国際協会 333-D 地区は、第二副地区ガバナー候補者の推薦に関して、以下の事項を、333-D 地区第二副地区ガバナー推薦規則として次の条文を定める。

第1条 目的

「地区ガバナー」はまさに地区の代表者であり、ライオニズムを体現し、国際プログラム推進にリーダーシップを発揮し、地区の運営を繁栄に導き、他地区のガバナーと友好を深め、時に議論して、複合地区ガバナー協議会の運営にもあたるといふ、誰よりも大きな重責を担っている。

本規則に記される事項は国際協会国際付則にあるように、第二副地区ガバナーが次期の第一副地区ガバナー就任を経て、次々期における地区ガバナーへの立候補者資格を付与することを前提としている重要性を鑑み、当地区第二副地区ガバナー候補者にふさわしい人材を求め、公正かつ民主的、しかも会員にわかりやすい推薦資格及び方法を定めることを目的とする。

なお、この申し合わせ事項は、自らの意思により第二副地区ガバナーに立候補しようとする者をいささかも拘束するものではない。

第2条 推薦の基準

- (1) 地区において結成 15 年以上のクラブに 10 年以上所属し、最近のライオンズに関する知識を習得し、円満な人格とリーダーの資質を備え、健康な者であること。
- (2) 国際協会国際付則第 9 条第 6 項 (c) の第二副地区ガバナーに立候補できる資格を持つ会員であること。
- (3) 国際協会国際付則第 10 条第 2 項 (c) の第二副地区ガバナーの任務を遂行できる者であること。
- (4) 次年度において第一副地区ガバナーに、次々年度において地区ガバナーに立候補する重責を理解し、それにふさわしい人物であること。

第3条 推薦の手順

1. リジョン・ローテーション

- (1) これは単なる輪番制ではなく、各リジョンからふさわしい人材がその都度均等に選出ができるよう考えられたものであり、候補者の推薦は所属ゾーンに関係なく、リジョン・ローテーションによることとする。
- (2) ローテーションは毎年度行う「ガバナー推薦委員会」において、確認することとし、第 3 回キャビネット会議（又は推薦委員会開催後の直近のキャビネット会議）で発表する。
- (3) やむを得ない事情により、ローテーションの変更を要する場合は、当該キャビネット三役が名誉顧問及びゾーン・チェアパーソンを招集し、変更の決議をする。当該年度で変更手続きが整わない場合は理由を明記して次年度へ申し送ることとする。
- (4) 各リジョンは第 2 条「推薦の基準」を踏まえ、ローテーションに支障をきたさないよう、最善の努力を払い、事項の手順により、候補者の選考及び推薦にあたるものとする。

2. リジョンにおける手続き

- (1) ローテーションにより推薦順序に該当するリジョンは、その前年度又は当該年度すぐのできる限り早い時期に、候補者推薦のためのリジョン内における選考会議の機会を設ける。
- (2) リジョン選考会議は、第2条にある「リジョン内の有資格者」を集め、協議を行う。その責任者は、ゾーン・チェアパーソンとし、候補者の選出調整を行う。
- (3) 選出が整った場合、立候補者は届書式を準備し、所属クラブ会長に提出し、クラブ三役の推薦を得る。(書式はキャビネット事務局に問い合わせ用意する)
- (4) 立候補届け出を受けたクラブ会長は、理事会の議を経てクラブ例会または特別会合に諮り、クラブ推薦の可否を決定する。クラブ推薦が決定したときは、クラブ会長は第二副地区ガバナー推薦書を、候補者の立候補届、履歴書その他必要書類を添えて、所属のゾーン・チェアパーソンに送付する。
- (5) クラブより推薦書の送付を受けたゾーン・チェアパーソンは、リジョンを同じくするゾーン・チェアパーソン連署の上、第二副地区ガバナー候補者推薦委員会に推薦する。候補者が1人の場合はその候補者を推薦するが、上記(2)で調整がつかず候補者が複数人の場合、もしくは1人もいなかった場合、リジョン内キャビネット構成員及びクラブ会長をもって構成する会議を持ち、リジョン内推薦候補者1名を調整して決定する。その期限は10月31日までとする。

第4条 立候補の手続き

1. 立候補者届の提出

第3条の推薦手順により、第二副地区ガバナー候補者の推薦を受け、かつ推薦を受諾する者は本規則にもとづいて第二副地区ガバナー立候補者届出書を、推薦手続規則の期日である10月31日までにキャビネット事務局へ提出する。

2. ガバナー推薦委員会及びキャビネット会議への付議

地区ガバナーは、前項の立候補届の提出を受けた場合は、仮受付をし、第3回キャビネット会議までに「ガバナー推薦委員会」を開催し、資格審査の上、正式に受理する手続きを採るものとする。

第5条 地区年次大会への提出

地区ガバナーは推薦委員会の答申を尊重し、キャビネット会議の決議を経て国際会則及び複合地区会則の定めるところにより、「候補者」の推薦を準地区の年次大会に提案する。

第6条 推薦等の有効期限と特例

推薦及び推薦にかかるすべての申し合わせの効力は、当該年度の終了をもって消滅する。

第7条 期限の特例

地区ガバナーは諸般の状況により、第3条及び第4条の期限の定めを変更することができる。

第8条 正会員の権利の保障

本規則は、国際会則及び複合地区会則に定める正会員の権利を排除するものではない。

(付則)

2005年4月23日制定、2005年7月1日より施行。

2008年4月27日一部改正、2008年7月1日より施行。

2012年4月8日開催第58回年次大会決議を経て、同年4月9日より施行する。

2015年6月15日、第4回キャビネット会議にてリジョン・チェアパーソンの文言を一部変更。